

改正建築基準法に基づくシックハウス対策

①ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で木質建材などに使われています。3つの全ての対策が必要となります。

(対策Ⅰ) 内装仕上げの制限
内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積制限をします。

(対策Ⅱ) 換気設備設置の義務付け
原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付けます。

(対策Ⅲ) 天井裏などの制限
天井裏などから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐための措置をします。

一戸建て住宅

(対策Ⅲ) 天井裏など
次のいずれか
①建材:F☆☆☆☆以上
②気密層、通気止め
③天井裏などを換気

(対策Ⅰ) 内装仕上げ

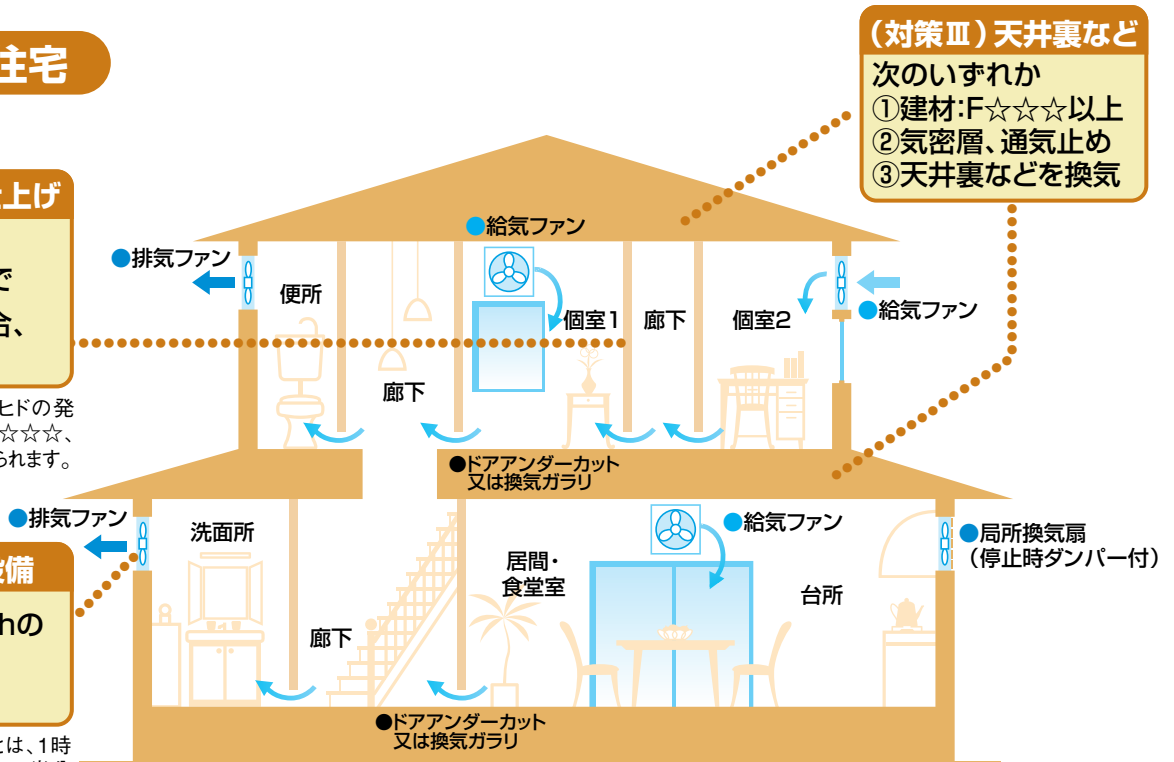
F☆☆☆☆の場合、
床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、
制限なし

※建材はホルムアルデヒドの発
散が少ない順に、F☆☆☆☆、
F☆☆☆☆…と等級付けられます。

(対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの
24時間換気
システムを設置

※換気回数0.5回/hとは、1時
間当たりに部屋の空気の半分
が入れ替わることをいいます。



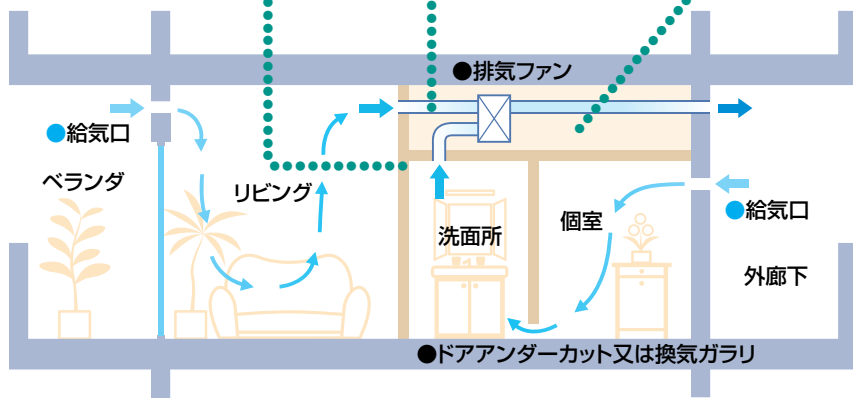
共同住宅の住戸

(対策Ⅰ) 内装仕上げ
F☆☆☆☆の場合、
床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、
制限なし

(対策Ⅱ) 換気設備
換気回数0.5回/hの
24時間換気
システムを設置

(対策Ⅲ) 天井裏など
次のいずれか
①建材:F☆☆☆☆以上
②気密層、通気止め
③天井裏などを換気

シックハウス対策って
建材の品質や換気設備
がこんなに大切なんだ。
しっかりチェックして
おこう!



②クロルピリホス対策

居室を有する建築物には、しろあり駆除剤のクロルピリホスの使用を禁止します。